

第四十六回国会 参議院 法務委員会 會議録第十九号

昭和三十九年四月二十一日(火曜日)

午前十時五十九分開会

委員の異動

四月十四日

高橋 衛君

補欠選任 八木 一郎君

四月十五日

八木 一郎君

補欠選任 高橋 衛君

植木 光教君

補欠選任 野上 進君

野上 進君

補欠選任 植木 光教君

理事

中山 福藏君

委員長

後藤 義隆君

後藤 義隆君

久常君

稲葉 誠一君

和泉 覚君

植木 光教君

鈴木 一司君

田中 啓一君

高橋 衛君

坪山 徳弥君

岩間 正男君

政府委員

警察庁警備局長 後藤田正晴君

防衛庁防衛局長 海原 治君

法務政務次官 天植 良吉君

法務省民事局長 平賀 健太君
事務局側 常任委員会 西村 高兄君
専門員

本日の会議に付した案件

○民事訴訟法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査 (治安出動の際における自衛隊と警察との協定に関する件)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

まず、民事訴訟法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○稲葉誠一君 手形金の請求のいろいろな方法がいまの裁判の制度の中であると思うんですが、具体的にはどういうふうな制度があるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 現行政度のもとは、手形金の請求をしめす場合には、督促手続によって支払命令を求め、それから通常の民事訴訟を起す、あるいは民事調停法による調停の申し立てをする、大体そういう方法があるわけでございます。

○稲葉誠一君 支払命令から出発する場合と、通常の第一審の訴えから始まる場合と、こうあるわけでしょう、調停とか即決なんか除いて、そうすると、今度の新制度では、それに付加してやはり二つの道があるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 公回の手形

訴訟の手続というのは、通常の民事訴訟でやる場合の特則でございます。通常民事訴訟手続の前に置かれる前置的な手続と言つてもいいかと思うのでございます。したがって、こういう前置手続によることもできます。ば、いきなり普通の民事訴訟を起すというところもできるわけでございます。

○稲葉誠一君 質問の意味がちょっとあれしかなかったと思うんですが、やっぱりいまの支払命令から行く場合とそれから手形訴訟で行く場合と二つあるわけでしょう、今度の制度の中です。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 法務省の見通しとしては、手形の支払命令で行く場合と、手形訴訟で行く場合と、それから訴訟の訴えで行く場合と、この三つ普通にあると、これは割合なんかはどちらのほうかどの程度多いというふうな見通しをつけておられるわけですか。私が開きたいのは、やはり支払命令で行くほうかどの程度が多いという見通しなのか、そうすれば、支払命令でもいろいろ改善すべきやり方があるんじゃないかとか、そういう点が開きたいわけなんです。

○政府委員(平賀健太君) 現在の運用の状況を見ますと、手形金請求事件につきまして、いきなり訴えていく場合とそれから支払命令に対する異議の申

立てによりまして訴訟に移す場合と比較してみますと、いきなり訴えを起す例が若干多いのでございます。そういう実情から見まして、この新しい手形訴訟手続が施行になりました場合にどちらが多いだろうかと、このことではございますが、これは必ずしも予測できませんけれども、今度の手形は非常に簡易化された手続であります関係で、相当そちらのほうを利用されるのではないかと。また、督促手続と実質的

にあまり変わらないとも考えられますので、相当数がこの手形訴訟で行くということが予測されるように思うのでございます。

○稲葉誠一君 手形の支払命令というものは、いままで日本ではなかった制度ですか。旧民訴にもなかったのですか。

○政府委員(平賀健太君) 手形金の請求を督促手続で行く例は、これはあるわけでございます。特に手形支払命令というわけではございませんけれども、手形金の請求については支払命令を求めるといふ事件は、これはかなりあったわけでございます。

○稲葉誠一君 それは、手形金でも支払命令で行くというところは当然あるわけですが、すいぶん利用されておられるわけですが、私の言うのは、いま言った今度の制度にある手形支払命令という制度ですね、これは旧民訴のときの為替訴訟の中にはなかったわけでしょう。これはどういふことなんですか。

○政府委員(平賀健太君) 今回の手続

におきまして手形支払命令というものを付りましたけれども、これは一般の支払命令と同じこととございまして、異議の申し立てがございまして、訴訟に移行した場合には、手形訴訟手続で審理裁判がされるというだけの意味のものでございます。旧民訴におきましても督促手続はあったわけでございますが、実質的にはそう違つたものではないわけでございます。

○稲葉誠一君 いまの普通の支払命令でも、手形支払命令でも全く性質なり効果なりは同じだということに承つていいわけですね。そうなつてくると、支払命令が送付されて十四日たつても確定しないわけですか。そこからまた仮執行宣言付という形に移るわけでしょう。あの点は改革しないのですか。

○政府委員(平賀健太君) その点は改めておりません。手形支払命令という特別の名前をつけましたけれども、要するにこれは普通の支払命令と同じこととございまして、ただ、違ひますところは、仮執行宣言がつけます前に異議の申し立てがありまして、御承知のように、訴えの提起のあったものとみなされまして訴訟が始まるわけでございますが、その訴訟は手形訴訟手続でやるというだけのこととございまして、その点は従来の督促手続とは違つてい

るわけでございます。

○稲葉誠一君 普通、支払命令の場合、送達されてから十四日たてば確立してしまふんだというふうな常識的には考えるわけですね、一般の訴えなん

かの場合。ところが支払命令の場合には実際には確定しないわけだ。確定という事は悪いのかもしれないが、十四日たつてもなおかつ仮執行の宣言がつくまでの間は異議の申し立てができるでしょう。これは何か非常に複雑な行き方じゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 督促手続はただいまおっしゃるとおりでございますが、これととも、最終的に異議の申し立てがなければ、それで確定するわけでございます。しかし、異議の申し立てがございまして訴訟に移行する、こういう関係がございまして、複雑と言えども、もし相手方債務者の側のほうでほんとうに争う事実関係がない、また、争う意思がなければ、支払命令で目的を達するわけがございまして、やはり何となく、これは引き延ばしのために異議の申し立てがされるという事例が少なくないのをごさいます。

○稲葉誠一君 この一部を改正する法律が、民事訴訟法の第五編の督促手続の一部というが、第五編の二という形になつてゐるわけですが、これは第六編というか、そういう形にはしなかつたわけですか。それは、いまの手形支払命令に関するものが入つてゐるから、第五編の二という形にしたんですか。第五編を二つに分けておるわけでしょう。

○政府委員(平賀健太君) これはただ便宜の問題でございまして、第五編の二としましたのは、これは督促手続の一部というわけではございませんで、手形金請求事件に関する特別をここに集めたわけがございまして、これは、こ

れを六編といたしますと、あとずつと編名を変えていかなければならぬことになりまして、また、編名を引用している条文もございまして、非常にややくしくなりまして、第五編の二としたわけがございまして、その特別は、単に督促手続の特別という意味でございまして、一般の訴訟手続の特別が大部分でございまして、ただ、支払命令につきましては、この特別の中の四百六十二条でございまして、この督促手続の特別になるわけがございまして、そのほかの規定は、大体これは訴訟手続の特別になるわけがございまして、

○稲葉誠一君 日本の訴訟法で今度のいろいろの構想というのは、ドイツの民事とオーストリアの民事訴訟法の折衷というところがよく言われておりますが、あれはどういう意味なんですか。何というんですか、いわゆる為替令状訴訟というふうなものがあつてそれをまねたというふうなものが、あるいはそれとは違ふのだというふうなものです。

て、ドイツとオーストリアは相当制度が違つてゐるようございまして、特にオーストリアの制度を基本にしたという事はございしません。

○稲葉誠一君 手形訴訟と、手形支払命令と、それとまた違つた形で為替訴訟というふうなものがあるんだ、こういうふうにいふ言われてゐるわけですね。ちょうど日本の手形訴訟と手形支払命令と二つある。その中間的な存在だ、為替令状訴訟というのは、そういうふういふ言われて、非常に効果をあげてゐるのだというふういふ言われてゐるわけですね、オーストリアでは、これはあなたのほうの人が書いてゐるわけですね。裁判所の方が書いておられます。鈴木重信さんが書いておられます。だからそれを聞いてゐるわけですが、これはどうなんですか。

○政府委員(平賀健太君) 私はドイツの民事訴訟法を少し読みましたけれども、オーストリアの手形訴訟の制度はあまりよく研究してありませんので、詳しくは申し上げかねるのをごさいますけれども、裁判所の鈴木判事が書いたものには、何かドイツの手形訴訟とオーストリアの手続のちよほど折衷的なもののように書いてゐるのを私もみたことがございまして、あるいはそういうことになるかもしれないと思つてゐるわけがございまして、特にオーストリアの制度を基本にして立案したということがございまして、

○稲葉誠一君 まあこれはドイツのものであると、オーストリアのものであると、どこでもいいようなものですが、それは別として、証拠方法の制限が日本の場合とヨーロッパの手形訴訟の場合と具体的にどういふふうな違

うわけですか。これは今度の手形訴訟でも一番大きな眼目になる、問題点があると思つてゐるわけがございまして、

○政府委員(平賀健太君) 旧民事訴訟法におきましては、証拠方法はもっぱら書証だけに限つておられます。ドイツの民事訴訟法は、そのようになっておりました。その後、文書の真否と手形の真偽に関する事につかまされては本人の尋問を許すことになつてゐるのをごさいます。御審議いただいておりますが、結局は、書証を原則とする、ドイツ民事訴訟法と同じように文書の真意と手形の真偽に關しましては本人尋問を許す。大体その点はドイツ民事訴訟と同じような形になつておられます。

それからなお、ドイツ民事訴訟につきましては、特に文書の真否と手形の真偽の抗弁事実ということになつておられますが、そこは本案ではとつておられません。もっぱら文書の真否と手形の真偽に關する事実については本人尋問を許すというふうな例外を設けてゐるわけがございまして、

○稲葉誠一君 ヨロップの立法例に比べてどうかとかいふことのポイントは、証拠方法の制限がそれと比べて日本の場合と厳格なかどうかという点の一つのポイントだと、こう思つてゐるわけが、いま言われたことからみると、日本のほうが少し厳格だといふふうに見えるんですか。これは一般的には言えないかも知れませんが、

○政府委員(平賀健太君) ドイツよりは本人尋問を許す範囲がやや狭うござ

いますので、その点は厳格だと言つていいと思つてゐるのをごさいます。ただ、わが国の民事訴訟法にもございまして、訴訟の証拠調べの手続、文書の真否を立証いたしますために、いわゆる検真筆跡あるいは捺印の印影の対照といふようなことがございまして、検真と申しておりますが、ドイツではそういう検真といふことは手形訴訟においては認めてないようございましてけれども、この案ではそれを認めてゐるのをごさいます。その点ではやや広くなつてゐるというふういふ言つてもいいのじゃないかと思つてゐます。

○稲葉誠一君 条文に入る前にもう一つ聞いておきたいのは、留保判決といふことですね。それはどうもよくわからないんです。具体的にどういふことなのかといふことと、留保判決を採用しなかつた理由はどういふところにあるのかといふことですね。

○政府委員(平賀健太君) これは、旧民事訴訟法におきまして、お手元に資料を差し上げてございまして、「民事訴訟法の一部を改正する法律案関係資料(一)」でございまして、四百九十一条、四百九十二条という規定がございまして、四百九十一条におきましては、「主張シタル請求ヲ争ヒタル被告ニハ敗訴ノ言渡ヲ受ケタル總テノ場合ニ於テ其權利ノ行使ヲ留保ス可シ」と、「留保」といふことばを使つておられます。留保判決と法學上も言つてゐるわけがございまして、

留保判決をいいたしますとどういふことになりましかつていまして、第四百九十二条の第一項に規定がございまして、「被告ニ權利ノ行使ヲ留保シタルトキハ訴訟ハ通常ノ訴訟手続ニ於テ繫

いいますので、その点は厳格だと言つていいと思つてゐるのをごさいます。ただ、わが国の民事訴訟法にもございまして、訴訟の証拠調べの手続、文書の真否を立証いたしますために、いわゆる検真筆跡あるいは捺印の印影の対照といふようなことがございまして、検真と申しておりますが、ドイツではそういう検真といふことは手形訴訟においては認めてないようございましてけれども、この案ではそれを認めてゐるのをごさいます。その点ではやや広くなつてゐるというふういふ言つてもいいのじゃないかと思つてゐます。

○稲葉誠一君 条文に入る前にもう一つ聞いておきたいのは、留保判決といふことですね。それはどうもよくわからないんです。具体的にどういふことなのかといふことと、留保判決を採用しなかつた理由はどういふところにあるのかといふことですね。

○政府委員(平賀健太君) これは、旧民事訴訟法におきまして、お手元に資料を差し上げてございまして、「民事訴訟法の一部を改正する法律案関係資料(一)」でございまして、四百九十一条、四百九十二条という規定がございまして、四百九十一条におきましては、「主張シタル請求ヲ争ヒタル被告ニハ敗訴ノ言渡ヲ受ケタル總テノ場合ニ於テ其權利ノ行使ヲ留保ス可シ」と、「留保」といふことばを使つておられます。留保判決と法學上も言つてゐるわけがございまして、

留保判決をいいたしますとどういふことになりましかつていまして、第四百九十二条の第一項に規定がございまして、「被告ニ權利ノ行使ヲ留保シタルトキハ訴訟ハ通常ノ訴訟手続ニ於テ繫

いいますので、その点は厳格だと言つていいと思つてゐるのをごさいます。ただ、わが国の民事訴訟法にもございまして、訴訟の証拠調べの手続、文書の真否を立証いたしますために、いわゆる検真筆跡あるいは捺印の印影の対照といふようなことがございまして、検真と申しておりますが、ドイツではそういう検真といふことは手形訴訟においては認めてないようございましてけれども、この案ではそれを認めてゐるのをごさいます。その点ではやや広くなつてゐるというふういふ言つてもいいのじゃないかと思つてゐます。

属ス」ということになつてゐるわけでございます。書証のみで事実を認定いたしましたし判決をするわけでございますが、被告の方が争つておられますと、手形訴訟の判決をいたしましたその判決に対しては控訴、上告ができるわけでございますけれども、なお第一審裁判所に今度は通常の手続として係属をしておる、そういうことになるわけでございます。通常の手続で係属しております関係で、その通常手続においてさらに判決がされますと、その判決に対しても控訴、上告ができる、二つの判決が並行して上訴の対象になつていくというふうなことで、手続がかなり複雑であつたわけでございます。その点が旧法時代からも一つの難点だといふふうになされておりました。

それを今回の案では改めまして、まず手形訴訟手続によりまして判決がございまして、これは留保判決じやございませんで、やはり判決がございませんで、その判決に異議がございませんで、異議のある当事者の方は異議の申し立てをいたしますと、今度はそれが通常手続に移行する、で、その手形訴訟の判決に対しては上訴はできないのでございまして、異議だけができる。異議の申し立てがありますと、これは通常手続に移りまして、通常手続でも一回審理をし直しまして判決をする、そういう形にしたわけでございます。二つの上訴手続が並行して進むというのをなくした点が旧民事訴訟法における為替訴訟手続と非常に違ひ点でございます。

○稲葉誠一君 留保判決の制度を採用しなかつたことから本件の手形訴訟

で理論的にどうか実際のにもいろいろ欠陥が生ずるんだ、考えられる欠陥というかそういうふうなものがあるんだという人もいるわけですが、これは現に鈴木という判事の人が、これはどこにおられる方か知りませんが、何かそういうふうな意味のことを言つてゐるんですが、どうもそこら辺のところは私にもよくわからないんですが、そういうふうなことは何か考えられるんですか。

○政府委員(平賀君健太君) まあ理論的な欠陥と申しますか、考えますれば、この手形訴訟の判決は独立して上訴の対象にならない。したがつて、手形訴訟の判決でやりましたところの法律上の判断について上級裁判所の判断がなされるという機会がなくなる。具体的な例としましては、一体この事件は手形訴訟で訴えることのできる事件であるかどうかという点に争ひがあつたとすると、これは手形訴訟でいけな事件なのかどうかという点に争ひに法律上の問題があると思はすと、ところが、裁判所のほうでは、これは手形訴訟で行ける事件であると言ふことで判決をした、相手方がそれに異議を申し立てる、今度は通常訴訟に行きまして、今度はもう全く通常訴訟の手続で審理、裁判されるわけでございますので、はたしてその事件が手形訴訟で訴え得る事件なりやいなやの判断がつけられないというところが考えられるわけでありま。理論的に言えば、それは欠陥と言へば欠陥でありますけれども、しかしひるがえつて考えてみますと、手形金請求事件といふのははつきりした事件でございませ

で、そういう解釈上の疑義が生ずるといふこともこれはきわめてまれでございまして、そういう解釈上の法律問題が生ずるといふことも実際問題としてほとんどあり得ないこととございませんで、単に理論的な要請のために旧民事訴訟のようなああいう複雑な手続をとる必要もないのではないかと。もつぱら実際のな見地からかういふふうな踏み切つたわけでございます。

そういうわけで、理論的にはいって言えば欠陥がないとは言へぬと思つてございませけれども、実際の見地からすれば、その点はほとんど懸念するに足りないかと法制審議会におきましてもそういう意見になりまして、今回のような案にいたした次第でございませ

○稲葉誠一君 手形事件が非常にはつきりした事件が多いといふのは、普通そうだと思うんですが、そういうのはつきりした事件が多いなら、調停前置主義といふようなものをはつきりとしたほうが解決が早いと考えられるのじやないですか。調停前置主義のほう

○政府委員(平賀君健太君) 調停前置といふことも考えられるのでございませが、現行法のもとでも、これは民事調停法に基づきまして調停していくこともできるわけでございます。調停前置を強制的なものとするのはいかかかと思はれるのでございませ。実際問題といたしましては、訴えを起こしまして、原告のほうにおきましても、早く解決をせよという、全部の満足を得なくても、一部でもいいから早く取り立てたいといふことで、途中調停あるいは和解で解決する事件がかなりある

のでございませ。調停なんかで解決する可能性も大いにあると思つてございませが、前置を強制的なものとするといふことは必ずしも適當でないように思つてございませ。

○稲葉誠一君 その点、私も議論はあつたんですが、調停の場合に出たこない場合も多いわけですね。出てこない場合に制裁というものは別ないわけですから、かえつてずるずる延ばされるということも考えられるんですね。ただ、その場合でも、実際は和解をやるんだけれども、口頭弁論期日の指定だといふ形でやつておけばその弊害は除かれるとか、調停と和解は違ひませけれども、いろいろなことが考えられると思つてございませ。これは私はちよつと研究しないとわからぬところだと思つてございませ。きよははこの程度にして、この次から条文に入つてお聞きしたいと思ひませ。

私の条文に入つての一つの疑問点といふか問題点は、訴訟物の範囲の問題が一つの大きな問題になつてくる、こゝう思つてございませ。いま局長も言はれたように、民事でやるのがいいのか、手形訴訟でやるのがいいのかというので争う場合があるんだといふことを言はれたことに関連して、訴訟物に関連しての問題が出てくると思つてございませ。これはこの次にお聞きしたいと思ひませ。

との協定に関する件について調査を行ないませ。

○稲葉誠一君 自衛隊の治安出動の際における警察と自衛隊との関係についての協定についてお聞きするわけですが、その前に、防衛二法が成立したのは、これはいつでしたか。

○政府委員(海原治君) 昭和二十九年でございます。

○稲葉誠一君 昭和二十九年といふのは、M S A協定が締結されたときですか。

○政府委員(海原治君) 年は同じでございます。

○稲葉誠一君 治安出動の際における自衛隊と警察との協定が昭和二十九年に結ばれたといふのは、これは十月ですか。

○政府委員(海原治君) 防衛庁長官と国家公安委員会の委員長との間の協定は、二十九年の九月三十日でございます。

○稲葉誠一君 その協定が結ばれるのに至つた経過はどういふふうな経過ですか。

○政府委員(海原治君) 先生御存じのようにな治安出動時におきましては、自衛隊は警察と共同いたしまして治安の維持に当たる任務がございませ。警察のほうももちろん第一次的な責任を負うわけでございますが、自衛隊はいわば警察の支援後援——うしろだてといふか——で出かけるといふことが法律の精神でございませが、これに基づきまして具体的にどういふふうな任務の分担をすればいいかといふことをきめておく必要がございませ。関係協定の締結をしたと、こゝういふ次第でございませ。

○委員(中山福藏君) 本案の質疑は一応この程度といたしま。

○委員(中山福藏君) 次に検察官及び裁判の運営等に関する調査を議題といたしま。

治安出動の際における自衛隊と警察

○稲葉誠一君 その治安出動というのは、具体的にはどういふふうなことで

か。

○政府委員(海原治君) これは、法律に書いてございますように、都道府県知事の要請による場合と内閣総理大臣の命令による場合と二つござい

ます。が、内閣総理大臣の命令による出動の場合には、法文に書いてありますように、間接侵略その他治安維持上重大な場合で、都道府県知事からの要請の場合には、都道府県におきますところの治安の維持が警察だけではむずかしいと判断される場合、こういうふう

に考えております。○稲葉誠一君 その治安出動の命令に違反して出なかつた場合に、罰則があるんですか。

○政府委員(海原治君) 命令に違反して出なかつたという御質問の意味がよくわかりませんが……。

○稲葉誠一君 第二百二十条はどういう意味ですか、これは。

○政府委員(海原治君) 隊法でござい

ますか。○稲葉誠一君 自衛隊法です。

○政府委員(海原治君) 自衛隊法第二十

二条の規定は、具体的な各部隊の所屬員についての規定でござい

ます。先ほど申しました内閣総理大臣の命令と

いうものとは直接関係ございませ

ませんから、治安出動があつた場合にその部隊の所屬者についてどういふ場合と、そういう規定と解釈して

おります。○稲葉誠一君 そうすると、治安出動命令というの

はどこに対して出るわけですか。

○政府委員(海原治君) これは、先ほど申し

ましたが、まず最高司令官である内閣総理大臣、この命令によつて防衛

庁長官からその下のそれぞれの部隊長に対して命令が出るわけであり

ます。○稲葉誠一君 そうすると、部隊長から出て、三日を

過ぎてても治安出動命令に従わな

い、職務の場所に行かない場合は五年以下の懲役または禁錮と、

こういうことになるわけですか。

○政府委員(海原治君) そういうふう

に解釈いたしております。○稲葉誠一君 ついでだから、自衛隊法に罰則が

いろいろありますね、ちよつと簡単に説明願

いたいんで、どういふ場合に自衛隊の人が罰則を受けるんですか。

○政府委員(海原治君) まことに恐縮でござい

ますが、私、実はその方面の担当でござい

ません。自衛隊法の第九章の罰則の規定をお読み

いただければわかりますよ。に、たとえば、本来部隊といたしまし

て具体的な規律に従わねばならぬ者がその規律に従

わない場合、あるいは官物を不当に破損、滅

失した場合、こういうことが大体罰則につ

きまされております。○稲葉誠一君 これは私の聞き方が悪い

んで、きよりの直接のあれじゃあ

りませんか、私の直接聞いているのは、予備自衛官が防衛招集命令を受けて三日

過ぎて出なかつた場合は百十九条にある三年以下の懲役、それ

から今言つた治安出動命令を受けて三日以上過ぎて行

かなかつた場合は五年以下の懲役、それから防衛出動命令を受けた場合に同じような場合が七年

つがあるんじゃないですか。○政府委員(海原治君) 犯しました行為に対する量刑――罪の量から申しま

す。○稲葉誠一君 いまの私の分類は、法律的にはちよつと荒

っぽい分類ですけど、れども、そういうふうな分類も

できるということがあるかと思つて、そこで、この協

定と同じような協定というか、警察と自衛隊との間

で結ばれておる協定というの、ほかにあるんですか。

○政府委員(海原治君) 先ほど申し上げ

ました昭和二十九年九月三十日に防衛庁長官と

国家公安委員会の委員長との間に結ばれました。協

定がいわば基本的なものでござい

ます。この協定の八と九にござい

ますが、いわゆる細部協定、現地協定、こういうもの

がそれぞれの段階におきまして関係の事項につ

いて結ばれております。先ほど申しました基本協

定の第八項と第九項に、細部協定を結ぶ、現地協定

を結ぶ、現地協定を結ぶ、こういう規定がござい

ます。明説いたしますと、第八といたしまして――

いま申し上げておりますのは、九月三十日の協定で

ござい

ます。こちらで提出いたしましたのは、その趣旨を

按察してお手元に

お届けしてござい

ます。そこで、私どもの中では、細部協定とか現地協定

とか、そういうものが必要であらうということに

基づきまして、それぞれの協定を締結している

わけでござい

ます。その協定の内容を要約いたしましてお手元に

差し上げたわけでござい

ます。○稲葉誠一君 細部協定というものは、一応防衛

としての権限を持っており、警務官補というのは、その補助者でございます。

この人員でございますが、手元の資料が若干古くござりますが、大体警務官の総数は六百七十名前後の定員でございまして、現員が約五百六十名、私の手元の資料ではこの数字しかございませんで、大体そういうふうにご御了解いただきたいと思っております。

○稲葉誠一君 治安出動の場合における協定以外に、警察とそれから自衛隊との間の警務官と一般警察との間の権限に対しての協定、これはこの前問題になりまして出してもらったものですけれども、こういう協定もあるわけでしょう。その他にも何かあるんですか。

○政府委員(海原治君) いまの点につきましては、「自衛隊と警察との犯罪捜査に関する協定」と、こういうものがあるだけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、いまの犯罪捜査に関する協定がある、それから治安出動の場合のこの協定がある、この二つだけですか、自衛隊と警察との間のいわゆる協定は、ほかにも何かあるんですか。

○政府委員(海原治君) 私の記憶が正しければ、この二つでございます。

○稲葉誠一君 あなたの記憶が正しいと信じているんですけれどもね。そうすると、きょうでなくていいですよ、調べてくれませんか。

○政府委員(海原治君) 一応私の記憶によりまして、その二つだけと考えておりますが、突然の御質問でございまして、ほかにあるといけないと思ひましてそういうお答えをしたわけでございます。

○稲葉誠一君 良心的に答えてくださって、たいへん恐縮なんですがね、私のほうの通告がおそかったので、これは無理もないと思ひますがね。

そこで、「自衛隊は、必要に依り、警察に協力して、交通整理、質問、避難等の措置を行なうものとする」と、こうあるんですが、この「質問」というのはどういうことを言っているわけですか。法律による質問ですか。職務質問……。

○政府委員(海原治君) 警察官につきましては、警察官職務執行法の規定がございまして、あそこにも「質問」という条項がございまして、それと同じ種類の法律上の意味を持った行動でございまして。

○稲葉誠一君 そうならば、警務官及び警務官補がそういう権限を持っているというならば、これは私もある程度よく理解できるつもりですが、(主として警務官及び警務官補)となると、警務官や警務官補以外でもそういう権限を持つてんですか、治安出動の際に。

○政府委員(海原治君) これは、隊法の第七章自衛隊の権限を規定された中の第八十九条に、その第一項でございまして、「警察官職務執行法の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた——これは治安出動でございまして——治安出動の命令を受けました——自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する」と、こういう規定がございまして、これに従ひましてそのような行為をするわけでございまして。

○稲葉誠一君 そうすると、この条文をまともにも読めば、あらゆる自衛官で

すね、治安出動のときのその出動を命じられたあらゆる自衛官の職務の執行の場合には警察官職務執行法が全部準用されるんだ、だからこの「質問」というのもそういう自衛官が全部できると、こういうことになるわけですか。

○政府委員(海原治君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、ここに「主として」というのは、ことばじりをつかまえて恐縮ですけども、おかし

いじゃないですか。

○政府委員(海原治君) これは、実は、自衛隊法で権限を持っておりまして、そういう法律的行為を伴うようなことはなるべく専門の知識を持った警務官及び警務官補等でやらしたほうがいい。したがって、「主として」ということで一応内部的の制限をいたしているのだと思ひます。場合によりましては一般の隊員もできる、しかし、自衛隊員というものはそういうものはふなれてございまして、万やむを得ない以外はやらない、こういう気持ちを出した規定でございまして。

○稲葉誠一君 「情報交換」のところ、「治安情報(資料を含む)」に、相互に緊密に連絡するものとする」と、こうあるわけですが、いままでこの協定ができてからどういうふうなやっていると申すでしょうか。これは遠慮なく言ってください。

○政府委員(海原治君) この協定は、冒頭に申し上げましたように、治安出動の際における協定でございまして、幸いにいたしまして、いまだかつてそういう事態はございませんで、したがって、いま御質問のようなこと

は全然ございませんで。

○稲葉誠一君 しかし、自衛隊として、あれじゃないですか、あるいは警察として、治安出動に備えての情報交換というものは当然行なっておるんじゃないんですか。

○政府委員(海原治君) 御指摘のとおり、有事の場合には警察と自衛隊とは協力しまして治安の維持に当たるものですから、平素からいわゆる官庁間の相互の連絡という形で治安に関する情報につきましては必要なものの授受を行なっております。

○稲葉誠一君 そうすると、警察のほうでも自衛隊のほうと定期的に、あるいは不定期かもしれませんが、どの程度の治安情報の交換をやっておるんですか。相当やっておるのじゃないんですか。

○政府委員(後藤田正晴君) ただいま海原君からお答えいたしましたように、ひとしく治安の仕事を担当してまいりますという意味合いから、情報等もできるだけの連絡といえますかやることにしておりまして、御質問のような定期的な打ち合わせであるとかいったようなことは現在やっております。ただ、たまたま久しぶりに寄り合ってお互いに話をしようじゃないかといったような治安機関といまして情報交換というの性質上なかなかお互いに言わないというようなことがございまして、その間隙が生じないように私どもせにやならぬ、こういうふうな考へておりますが、まあ定期的といえども、おそろくいろいろな刊行物であります。こういったものの情報は、これは私のほうから行っておると思ひま

す。

○稲葉誠一君 いまの治安情報といいますが、そういうふうなものについて、自衛隊で、これは警察と協力してやったのかどうかわかりませんが、たとえば警備地誌というふうなものをつくったことはありますか。

○政府委員(海原治君) 警備地誌と申しますのは自衛隊が有事の場合に行動いたしますその際の必要な資料といたしまして、陸につきましたは日本じゅうのそれぞれの場所につきましたもよりの部隊がそういうものを作成することを大臣のほうから命ぜられております。したがって、毎年そういうものの作成はいたしております。で、海につきましたも、これは海洋警備地誌となるかと思ひますが、所要の行動に際して必要な、いかなれば情報と申しましても、いわゆるインフォメーションでございます、そういうものをまとめたものを地誌として用意しております。そういう状況でございまして。

○稲葉誠一君 陸上自衛隊は主として間接侵略に備えるんだというところがよく常識的に言われるわけですが、それで、主として陸上自衛隊が中心となつてつくった警備地誌というんですか、これはいつごろからつくっておられるんですか。昭和三十年ごろからつくっておるのじゃないんですか。この協定が発効してからずっと。

○政府委員(海原治君) ただいま先生の冒頭の主として間接侵略云々というおことばでございまして、これは、私どもはそんなふうに考へておりません。それから警備地誌につきましたは、これは警察予備隊発足以来——発足當時はもちろん部隊の編成等に忙しかつ

○政府委員(海原治君) 自衛隊の出動時の行動に關連いたしました、いま先生のおっしゃいました団体の性格であるとかあるいはその人数であるとかいうことがどのような関係を持つかということを考えてみますと、そういうものが警備地帯の中に入つてこなくちゃならないという理由は一つもないと私は思います。ただ、あるいは警備地帯を作成いたします際、あるいは、毎年、もしことし暴動その他のことによりまして治安出動を命ぜられた場合にどうするか、外国からの侵略があつた場合にどうするか、こういう意味の毎年のいわゆる武士のたしなみとしましての年度の出動計画あるいは警備実施計画、こういうものはつくつております。これは末端の部隊まで全部そういうものは用意せねばならないものでございまして、そういうものを作成する場合には、あるいはその部隊の周辺におきます、そういう万一の場合にどうなるだろうかということに關連いたしました、その關係者がいろいろと個人的なデータといたしましてそういうことを調査したことは、これはあるかもしれませんですけれども、しかし、そういうものが正式な資料として警備地帯の中に編さんされておるといふことは、これは私はないと考えております。

○稲葉誠一君 關係者が個人的にデータとして調べたものがあるかもしれないというようにおっしゃいますけれども、何が調べているんですか。
○政府委員(海原治君) 私が申し上げたのは、先生が先ほどからそういうものがあるだろう、あるだろうと、こうおっしゃいますので、私の知る限りにおいてはそういうものはないわけでございますけれども、しかし、何ぶんにも部隊の数が多過ぎますし、それらの部隊の幕僚がそういう計画を作成する際に、そういうその幕僚の立場におきまして、これは個人的と申しますのは、決して自由人という意味ではございません。その幕僚が与えられた任務を遂行するための資料として勉強する過程におきまして、そういうこともあるいはあるのじゃないか、あつたのじゃないかということをおっしゃる次第でございます。私の知る限りにおいては、そういうことはございません。ただ、こういうことを申し上げますのは、從來、二、三の場合に、各自衛隊の調査隊と申しますか、あるいは部隊の一部の者が、具体的な演習場の問題であるとか、あるいは部隊の演習とかに關連いたしました地元の方がどういふことを考えておるかということの調査をいたしましたことはいかゞと意味の御質問が国会の委員会であつたことがございます。そういうこともあるいは先生のお気持ちの中にあるのじゃないかと考えましてお答えした次第でございます。

○稲葉誠一君 治安出動ということになれば、毎年計画立てるといふことになり、あなたが言われるのは、計画を立てるときには、治安出動するのだから、一つの相手を想定して立てているわけじゃないのですか。どういふ相手か私よくわかりませんが、相手方というか、そういうふうなものはないからどういふ状態にあるのだというところを調査してなければ、治安出動を急にやつたつてちつともきき目が無いんじゃないですか。あない方が自衛隊として、自衛隊の隊員としてどうか、忠実であればあるほど、当然そういうふうなものはないから調べておかなければ意味がないのじゃないですか、逆説的な言い方ですけれどもね。
○政府委員(海原治君) これは先ほどもお答えしたところでございまして、先生の御意見と私の判断との違つたところでございますが、自衛隊が出動を命ぜられた場合に予想されます行動ということをおっしゃいますと、いま先生のおっしゃいましたように、これは全然必要ない、こういうふうなことは私も考えます。何となれば、たとえ暴動が起こつた、そこで警察がそれを鎮圧できない、だから自衛隊来てくれと。それでいきます場合、自衛隊の實力で現にそこに騒いでいる人々を鎮圧すればいいわけでございます。その鎮圧も主として警察が当たるわけでありまして、自衛隊は、先ほど申し上げましたように、警察の支援後援うしろだてといたしまして、建物の警備であるとか、交通の整理であるとか、そういう後方のほうから逐次警察のお手伝いをしていくわけでありまして、その騒いでいる人がどういふ人であるとも、騒ぎの实体は変わらぬわけでございますから、それに必要な準備をしておけばいいわけでありまして、したがって、先ほどの申し上げた一の場合に騒ぎを起こすであろうという人がどういふ人であるかというところを平素から調査する必要は全然感じておりません。

○稲葉誠一君 そうすると、それは自衛隊としてはないけれども、あなたのほうの言い分だと、警察のほうにあるんだと、こういうことですか。警察のほうでやつてくれているから、あなたのほうでは関係ないんだと、こういうことですか。
○政府委員(海原治君) 私は防衛庁の立場からのお話をしております。私のほうではいたしておりません。しかし、警察のほうでやつておるかどうかということにつきましては、これは警察のほうからお答えいただきたいと思つておられます。

○稲葉誠一君 警察のほうには、きょうは時間がありませんから、またゆくりたくさん材料を持ってきてやりまから、きょうはこの程度にしておきますが、しかしあなたの言うように、警察の支援後援なんだ、それだけに限定されるんだと。あらゆる場合にそういう保証はないのじゃないですか。場合によつては警察のほうの人がなかつたら、もつともつと前に行つて第一線に立つてやらなければならぬ場合も出てくるんじゃないですか。支援後援に限定されるんだという保証はどこにあるんですか。
○政府委員(海原治君) いま先生の申し上げました保証ということになりますと、非常にむずかしいのでございますけれども、お手元に資料として提出いたしました協定にもはつきり書いてございまして、「暴動の直接鎮圧に關して、警察力が不足する場合においては、自衛隊は、警察と協力して、暴動の直接鎮圧にあたる」ということでございます。それから、先ほど申し上げましたように、自衛官というものは、本来こういう警察的な行動を行なうような訓練をしておりません。したがって、私どもは警察のお手伝いをする場合におきましても、私どもの隊員の能力あるいは資格というものを十分考えまして、一般の警察官が行動を起こすような場合というものを前提いたしておりません。やはり部隊としての力といふか、あるいは交通の整理であるとか、あるいは建物の警備であるとか、要するに法的効果をたいては伴わないようなことをわれわれは担当したいと、こういうことでもやつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 その保証はどうかと、こう言われますと、ただ私どもはそれがいいと思つてやつておるといふことだけでございませぬ。
○稲葉誠一君 ことばじりをつかまえて恐縮ですが、任務分担の(1)のイの項目のところを見ると、「自衛隊は、主として警察の支援後援として行動する」と。主とするわけですから、主としなない場合もあるわけですね。結局、支援後援だけでなくて、全面的に警察と協力する、あるいは協力する以上の行動に出る場合もなきにしもあらずといふことになつてくるのじゃないですか。
○政府委員(海原治君) そういう場合もなきにしもあらずといふことでもございましたら、そのとおりでございませぬ。
○稲葉誠一君 そうすると、最後に一点だけですが、治安出動の際の草案というんですか、前にありますね。それを直すとか言つていたんですけれども、どうなつたんですか、あれは。
○政府委員(海原治君) これは、先般、關係委員会におきまして御質問がございまして、私どもの大臣からお答え

いたしておりますが、現在検討中のものでございます。で、まだ成案を得ておりません。

○稲葉誠一君 いまの検討中ということですけれども、いつから検討しているんですか。ずいぶん検討しているじゃありませんか。

○政府委員(海原治君) 私、担当局長でございますので、まことに申しわけございませんが、昭和三十五年か六年と記憶しておりますが、そのころ国会の委員の方から御質問がございましてお答えしたわけでございますが、それ以来検討を続けておる次第でございます。それで、今年度中にはたしか成案を得る見込みである、このようなお答えを大臣がされましたことを記憶いたしております。

○岩間正男君 この前、あなたのいられた分科会で、はっきりとした八月までには出す、そういうことを言われておりますから、これはいまの御答弁とは少し内容が違います。治安行動草案を見れば、ずいぶんあなたの方の御答弁と食い違ってくるのがたくさんあると思う。これはこの次の機会にします。ただ、一つだけお聞きしておきたいのは、警備地誌というのは秘密文書なんです。どの程度の秘密文書なんです。極秘と秘と取扱注意と、その中のどれに当たるんですか。

○政府委員(海原治君) 現在の秘密区分の指定につきましては、私正確に覚えておりませんが、少なくとも全部は部外秘でございます。それ以上に秘という区分はないように記憶しておりますが、あるいは場合によりましては一部分秘になっているものがあるかもしれません。

○委員長(中山福藏君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(中山福藏君) 速記を起こして。

本件の調査は一応この程度にとどめて、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時二十六分散会

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願(第一五五二号)

第一五五二号 昭和三十九年三月三十一日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 山形県飽海郡遊佐町大字大蔵岡字坂下一九・二一ノ四 北野兵藏外四名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

四月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願(第一七四〇号)

第一七四〇号 昭和三十九年四月八日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願

請願者 福岡市桜ヶ丘一、二六七 三小田五雄外十四名

名
紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第十三号中正誤

ベシ段 行 誤 正
一 四 高等裁判所 高等裁判所
二 四 在地 所在地
三 四 二 なかったこと なかったこと

第十四号中正誤

ベシ段 行 誤 正
二 四 一 承知 御承知

第十五号中正誤

ベシ段 行 誤 正
一 四 末か二 少数 少数
九 五 三 夢寝 夢寐
二 五 一 どうか、どうですか、どうか、この解釈、この解釈

第十六号中正誤

ベシ段 行 誤 正
二 二 末から二 一七 国障婚姻法 国際婚姻法
統とか 統とか
四 一 二〇 とうこう とうこう
八 四 二 ならぬの ならぬの
二 五 二 南漢宸を 南漢宸氏を
九 二 九二〇 国際連絡部 国際連絡部
副部長 副部長

昭和三十九年五月一日印刷

昭和三十九年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局